

4,500円を要求 賃金構造維持分に加え

2013年12月25日
編集：JAM本部

JAMの2014年春季生活闘争方針の大綱を討議した中央討論集会が12月2日・3日の両日、静岡県熱海市で開かれ、4,500円のべアと5年計画の4年目となる1,500円の回復・是正、消費税の扱いなどについて議論を深めた。

冒頭のあいさつに立った真中行雄JAM会長は次のように述べた。①日本のGDPは500兆円ほどあり、その6割を個人消費が占める。2014春闘は消費マインドを喚起し、自律的な成長に入るために大変重要な春闘となる②経営側から「賃金の引き上げを通じて一刻も早い経済の好循環が実現するよう貢献していく」とのペーパーも出されたが、これはマクロの話。最終的には個別企業の労使が真摯に話し合う中で決まる。③組合員の総意で要求した内容に総力を挙げ交渉することが必須である。



<怒りの声で労働者の権利を守る津田議員>

また、国会報告に立った津田やたろう参議院議員は、秘密保護法について、役所は薬害問題や高速道路の天井の落下など失敗したこと、知られたくないことを秘密にする。雇用制度改悪では、必要な時に必要なだけ安く働く非正規の労働者をつくる。一生非正規で働き続けることを前提にした雇用・労働政策をしていくというのがアベノミクスだ、と指摘し、「いま怒りの声をあげなければ、労働者の権利は守られない」と強調した。

◇

大綱で示されたJAM2014春闘方針の賃上げ要求基準大要は次の通り。

1) 賃金水準の引き上げ額

賃金構造維持分に加える賃金水準の引き上げ額について、次の通りとする。

- ①過年度物価上昇分と生活改善分を勘案して4,500円
- ②是正が必要な場合には上記に加えて1,500円以上

2) 個別賃金要求基準

要求の組立にあたっては、標準労働者要求基準、JAM一人前ミニマム基準への到達を踏まえて、個別賃金絶対額水準を重視し、各単組は個別賃金水準の開示を行う。

- ①標準労働者の要求水準は、現行水準に4,500円を上乗せしたものとする。
- ②JAM一人前ミニマム基準を設定する。



<春闘大綱を説明する藤川副会長>

3) 賃金水準の引き上げについての取り組み方

- ①賃金制度があるところでは、賃金構造維持分に加えて1)の引き上げ額を要求する。
- ②賃金制度はないが、賃金実態の把握に基づいて賃金構造維持分が推計できる場合は、その相当分に加えて、1)の引き上げ額を要求する。
- ③賃金制度がなく、賃金構造維持分の推計もできない場合は、次の平均賃上げ要求を行う。

平均賃上げ要求基準=9,000円

是正が必要な場合の要求基準=10,500円以上

4) 継続して取り組む賃金の是正について

- ①ここ数年間に、賃金構造維持分を確保できなかった単組および賃金制度がなく妥結額が4,500円未満の単組では、その実態を労使確認し、賃金水準の低下が認められる場合には、その回復を目指す中期の是正目標を定め、1,500円以上の水準引き上げを目指す要求を組み立てる。
- ②賃金構造維持分を確保してきた単組でも、人材確保、初任給の引き上げ、賃金分布の偏り・歪み等に対し、企業状況や必要に応じて、賃金改善・是正の要求を組み立てる。複数年を掛けて是正に取り組むところでは、標準労働者要求基準、JAM一人前ミニマム基準を活用し、人材確保や格差是正の観点から水準の引き上げや賃金カーブの整備に向けた取り組みを行う。